



答 申 第 6 6 6 号
平成 30 年 1 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 25 日付け神ここ第 4239 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

医療的ケア児の実態調査の実施について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 日常生活を営むうえで人工呼吸器など医療を要する状態にある医療的ケア児について、医療的ケアの状況や求められる支援内容等の実態調査を行い、分析することは、医療的ケア児やその家族に対する効果的な支援策の検討と、支援に必要な体制作りにも寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

医療的ケア児の実態調査の実施について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【調査項目】

<回答者について>

- ・調査対象者に対する続柄

<調査対象者について>

- ◎基本情報（居住区・町名、年齢、性別、障害手帳の所持状況、医療費助成の受給状況）
- ◎医療機関の受診状況（通院頻度、受診科、通院のための移動手段・時間、入院歴）
- ◎必要とする医療的ケアの内容（実施内容・頻度、実施者）
- ◎障害福祉サービスの利用状況（利用の有無、利用内容・頻度）
- ◎保育所・幼稚園等の利用状況（利用の有無、利用内容・頻度、利用にかかる送迎状況、保育所・幼稚園等での医療的ケアの実施状況）
- ◎学校等での状況（通学状況、通学にかかる送迎状況、学校等での医療的ケアの実施状況）
 - ・家族の状況（家族構成、主たる生計維持者、主たる介護者、介護者の就労状況）
- ◎意見・要望（自由記述）